

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の新用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条」の次に「及び第二条」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。